

北九州市では

『ふれあい収集』を実施しています

(ご利用には要件があります)



ふれあい収集とは、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先でごみを収集する制度です。(申込みが必要です)

1 ご利用できる方

(1) 介護保険の要介護2以上の単身世帯

(2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯

- ※ 同居者がいる場合は、同居者全員が(1)又は(2)に該当することが必要です。
- ※ 親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は、対象となりません。

2 申込み受付窓口

申込は各区役所保健福祉課または環境局業務課まで。

申込書は、各区役所、環境局業務課のほか、北九州市ホームページからもダウンロードできます。

3 収集の内容

■ 収集の回数

週1回、ご自宅の玄関前など指定された場所に出されたごみを収集します。

■ 収集するごみの種類

「家庭ごみ」「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」それぞれの指定袋に入れて出してください。

■ 安否確認(希望者のみ)

ごみ出しがない場合、声かけを行い、応答がなければ事前に登録した緊急連絡先に連絡します。

4 収集開始までの流れ

1 申込書の提出

○ 申込書にご記入のうえ、下記の「提出書類」を添付し、環境局業務課、または住所地の区役所保健福祉課（高齢者・障害者相談窓口）へご提出ください。

※ 代理の方でも申込みができます。

※ 郵送の場合は、環境局業務課へお送りください。

（〒803-8501 小倉北区域内1-1 環境局業務課 宛）

○ 提出書類は、以下のとおりです。

（1）介護保険の要介護2以上の方

⇒ 被保険者証の写し（証番号、要介護状態区分の記載ページ）

（2）障害福祉サービスの受給認定の方

⇒ 受給者証の写し（証番号の記載ページ）

※ 同居者がいる場合は、全員分の提出書類が必要です。

2 訪問調査

市の職員が申込者宅へ訪問し、ご本人、ホームヘルパー等の福祉関係者、また、地域の方や民生委員の方などに、現状等についてお伺いします。

3 収集開始決定・収集開始

訪問調査により収集が決まりましたら、収集開始日、収集曜日をお知らせします。

お問い合わせ先

■ 申込書のご提出先

各区役所保健福祉課窓口または環境局業務課

■ 「ふれあい収集」全般についてのご質問

環境局業務課（電話番号 582-2180）